



向寒の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。インボイス制度開始時から登録する場合の申請期限まで、あと半年となりました。ご検討中の方は、お早めにご相談ください。

## 重要情報

### 1. 政府税調 相続贈与税制度見直し議論の動向

昨年より話題になっていた生前贈与の暦年課税について、廃止議論を行わないことが明らかになりました。一方で、生前贈与財産の持ち戻し計算は現行の3年からの延長が検討されており、早期財産移転を一層促すこととされています。

### 2. スマホアプリ納税12月からスタート

新キャッシュレス納税として、PayPay、d払い、auPAY、LINEPay、メルペイ、AmazonPayの6種の決済手段が導入される予定です。納付可能額は30万円以下とされ、すべての「国税」が対象となります。

### 3. インボイス後の8割5割経過措置の対象取引

インボイスを発行できない免税事業者・非登録事業者からの仕入について8割5割の控除を認める経過措置は、登録事業者が事情によりインボイス発行できない(レジ故障や不備の修正依頼ができない等)ケースも対象となるようです。

### 元バックパッカー赤羽の旅獺(バツ)



旅先にはOLYMPUS trip35 という半世紀前の小型カメラを持ち歩きます。むかしナツカシ、電池不要のフィルム写真たちをご覧ください。フィルム写真の方が、旅先の気持ちが残る気がします。ノックした絵画は、よりそのとき目に飛び込んだインプレッションに近い気がします。

### ☆事務所からの連絡☆

年末調整を依頼されるお客さまは、**保険料控除の資料**、**【扶】などの各種用紙**、**源泉対象の給与や報酬の資料**を『**お早めに!**』ご提出ください。



## 12月のイベント

- ・給与所得者の年末調整  
(保険料控除証明の提出)  
(住宅ローン関係書類提出)  
(来年度の扶養用紙の提出)
- ・固定資産税第3期納付



## 税金マメ知識

中小企業の世代交代「低額自己株式取得は利益移転なしとの主張否認」R4.9.28東京高裁

個人株主から法人への非上場株式の譲渡が低額であるとして、課税処分を受けた争いで、処分は適法として納税者の控訴が棄却されました。

事例では社長のいとこが社長の亡叔父から相続した自社株式を、低額で自社に譲渡させ、これを社長個人に低額で譲り渡す行為が行われました。中小企業の世代交代ではありがちな事例です。税務署は、いところから会社への譲渡が低額譲渡に当たるとして譲渡所得課税を、更に、会社から社長への譲渡も低額なため経済利益の供与があったものとして給与課税を認定しました。納税者側は、単なる会社の資本政策の一環として行ったもので何らの損益が生じる取引ではなく、利益の移転も生じていないと主張して訴訟に至ったものです。

## 晩酌のじかん

連日の感染者数の報道がなくなり、都会では自粛ムードも薄れつつあります。会食の機会も増え、今月は週一で出かけましたが、飲み方も変わりましたね。泥酔するほど「外」で飲まなくなりましたし、切り上げる時間も早くなりました。実は、今月の会食はほとんど忘年会を兼ねています。敢えて師走にやらなくとも、という感じ。個人的には、これもありかな、と思います。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red